

第 3 章 旅客運賃・料金

第 1 節 通 則

(旅客運賃・料金の種類)

第 54 条 旅客運賃・料金（第 9 節に規定するその他の料金を除く。）の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅 客 運 賃

- イ 普通旅客運賃 { 片道普通旅客運賃
 { 往復普通旅客運賃
- ロ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃
 { 通学定期旅客運賃
- ハ 回数旅客運賃 { 普通回数旅客運賃
 { 時差回数旅客運賃
 { 土・休日割引回数旅客運賃
- ニ 団体旅客運賃
- ホ 貸切旅客運賃

(2) 特別急行料金

- イ 特別急行料金
- ロ 回数特別急行料金

(3) 特別車両料金 { 特別車両料金(A)
 { 特別車両料金(B)

(4) 特別急行列車の特別車両(A)の個室を利用する場合の料金（以下「個室料金」という。）

(消費税課税の運賃・料金)

第54条の2 この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

(旅客運賃・料金計算の原則)

第 55 条 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する発着区間及び経路の順序により計算する。

(旅客運賃計算上のキロ程の計算方)

第 56 条 キロ程を使用して旅客運賃を計算する場合は、別に定める場合を除いて、次の各号によりキロ程を通算して計算する。

- (1) 社の線路が同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。
- (2) 社と通過連絡運輸を行なう他社線が中間に介在する場合、これを通じて連絡定期乗車券を発売するときは、前後の区間のキロ程を通算する。
- (3) 旅客が次に掲げる駅間を任意の旅行として社線を通じて乗車する場合は、その前後の線路は連続しているものとみなしてキロ程を通算する。但し、イについては定期旅客に限る。

イ 安堂と柏原南口間又は堅下と柏原間

ロ 田原本と西田原本間

ハ 王寺と新王寺間

2. 普通旅客運賃の計算経路が環状線1周となる時又は一部もしくは全部が復乗となる時は、環状線1周となる駅又は折返しとなる駅の前後の区間のキロ程を打ち切って各別に計算する。

(普通・回数旅客の環状経路部分乗車に対する運賃計算の特例)

第56条の2 普通旅客又は回数旅客が、布施から大和八木及び大和西大寺を経由し布施に至る区間（以下「環状経路」という。）を部分乗車する場合の旅客運賃は、第55条の規定にかかわらず、旅客が環状経路内で選択可能な2つの乗車経路のうち、特に計算経路を指定する場合を除いて短距離となる経路のキロ程により計算する。

(キロ程を定めていない区間の旅客運賃の計算方)

第 57 条 キロ程を定めていない場所において、旅客の乗降を認めるときの旅客運賃は、その乗降場の外方にある駅発又は着のキロ程により計算する。

(鉄道線と鋼索線とにまたがる場合の旅客運賃)

第 58 条 鉄道線と鋼索線とにまたがる場合の大人無割引の旅客運賃は、各所定運賃を合計した額とする。

2. 前項の規定にかかわらず、鉄道線と生駒鋼索線とにまたがる場合の大人無割引の旅客運賃は定期旅客運賃を除き、それぞれ各別に算出した額とする。
3. 小児旅客運賃並びに割引の旅客運賃は、前各項の規定によって算出した大人無割引の旅客運賃を基礎として計算する。

(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)

第 59 条 旅客運賃・特別急行料金及び特別車両料金は、次に掲げる年令別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

- 大人 12才以上の者
- 小児 6才以上12才未満の者
- 幼児 1才以上6才未満の者
- 乳児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児又は乳児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人を超えて随伴されて旅行するとき。但し、2人を超えた者だけ小児とみなす。
- (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき
- (4) 幼児又は乳児が、指定を行なう座席を幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき

3 前項の場合のほか、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

(小児の旅客運賃)

第 60 条 小児の片道普通旅客運賃・定期旅客運賃は、大人の片道普通旅客運賃・定期旅客運賃をそれぞれ折半して10円未満の端数を切上げ10円単位（以下これを「端数計算」という。）とした額とする。

(旅客運賃・料金の概算収受)

第 61 条 車内において旅客運賃・料金を収受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある。

2 前項の規定によって収受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第 62 条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

(割引の旅客運賃)

第 63 条 割引の旅客運賃は、第75条に定める団体旅客運賃及び別に定める場合を除き、大人又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、端数計算した額とする。

2 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、片道割引普通旅客運賃を2倍した額とする。